

答 申 第 2 4 号
平成24年 7月17日

四街道市長 佐渡 斉 様

四街道市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 酒 井 正 文

オンライン結合による外部提供について（答申）

平成24年4月18日付け建第34号で諮問のありました事項について、下記のとおり
答申します。

記

1 答申事項

オンライン結合による外部提供について

2 答申内容

現在の建築確認支援システムから新たに構築される建築行政共用データベースシステムへの移行において、オンライン結合（L G W A N回線）により生じる「一般財団法人建築行政情報センターが設置する総合管理センター、国及び千葉県」への個人情報の提供については、四街道市個人情報保護条例第10条第1項に規定をしている「公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられている」と思料されるところから適当であると認めます。

なお、建築行政事務の執行上、予定されている個人情報保護措置の取扱いについては、適正かつ確実な運用を図り、かつ、万全なセキュリティ対策が講じられるよう、当審査会の意見として申し添えます。